

環境影響評価審査会総会 会議録

- 1 日時：平成 29 年 3 月 9 日（木）10:00～12:00
- 2 場所：兵庫県民会館 10 階 福の間
- 3 議題：
フェニックス 3 期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業に係る計画段階環境配慮書の審査について
- 4 出席委員：服部会長、小谷委員、上甫木委員、川井委員、近藤委員、菅原委員、住友委員、中野委員、西田委員、西村委員、花田委員、藤川委員、増沢委員、益田委員、山下委員
- 5 兵庫県：環境部長、環境管理局長
環境影響評価室長、審査情報班長他班員 3 名
自然環境課、水大気課、温暖化対策課、環境整備課
- 6 事業者：大阪湾広域臨海環境整備センター
- 7 傍聴者：2 名
- 8 配布資料
＜資料＞
資料 1 計画段階環境配慮書の審査について（諮問）
資料 2 環境影響評価法の手続の流れについて（3 期神戸沖処分場（仮称））
資料 3 フェニックス 3 期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業に係る環境影響評価手続きについて
資料 4 フェニックス 3 期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業に係る計画段階環境配慮書 説明資料
- 9 議事概要
（事務局が資料 2 により、手続きの流れについて説明。その後、資料 3 により、大阪湾フェニックス計画の概要等について説明。）

〔質疑〕

（委員）

県が意見を述べる必要がある場合という話があったが、意見を述べる必要がある場合が決まっているのであれば、知事の意見の内容もこれによって限定されると考えるのか。つまり、知事の意見の内容として従来どおりに考えていいのか、それとも神戸市以外への影響が懸念されるから県としても意見を述べるというのであれば、その意見の内容もそういう観点に限定され、必要のないことについての意見は出さないということになるのか。そこだけ確認したい。

(事務局)

配慮書段階では法律の想定地域だけのことを審議するものではないので、意見の内容が先程挙げた例に限定されるというものではない。ただ、場合により今後の審査フローが変わってくるので、その点に関しても配慮書段階から意見をいただく必要があると考えている。

(会長)

今後の進め方でその辺がちょっとよく分からないところがある。

(委員)

資料3の7ページのフロー図の中の配慮書手続から方法書手続に移る時に、11ページとの関連で、「方法書作成時に環境影響を受ける範囲を神戸市のみと判断していた場合、方法書には神戸市内での環境影響の調査方法等しか記載されず」というのは分かるが、「他市町域での具体的な調査方法等について、審査や住民等とのコミュニケーションが不十分となる懸念がある」というのは、結局方法書から次の段階に移る時のことを言っているのか。また、「影響範囲については、早い段階での審査が重要」という早い段階という意味を具体的に教えてもらいたい。

(事務局)

懸念があるという点に関しては、方法書手続の段階である。例えば、事業者は神戸市しか影響が及ばないと判断し、神戸市内だけのアセス方法を図書にまとめてきた時に、それを審査する中で、神戸市以外への何らかの影響が考えられる場合、神戸市以外の影響に関して、どの項目を調査しないといけないのかや、調査方法等をゼロから審査していかないといけない。神戸市以外にも影響が及ぶという可能性があるのであれば、方法書を作成するよりも早い段階、この配慮書段階から、神戸市以外の影響についてもしっかり吟味した上で神戸市以外の影響についても今後加える必要があるということであれば、この配慮書段階で事業者へ意見を述べて、方法書段階では神戸市以外の環境影響も含めた方法書を作成してもらう必要があると考えている。

(委員)

次の準備書へ移るまでのところでと考えると良いのか。

(事務局)

今の配慮書の段階でということである。

(委員)

それでは、早い段階というのは配慮書の段階ということで、重要である。

(会長)

今の段階で、広域に及ぶかどうかということ判断するということか。

(事務局)

今回、神戸市と県が並行した流れで行うのはめったにないことである。神

戸製鋼所の審査の時は、排煙の影響の及ぶ範囲が芦屋市に達していたため、県から神戸市へ意見照会をする通常の手続だったが、今回は、今のところ事業者の申し出では処分場の影響としては神戸市内のみとしているので、正確に条文を読み解けば、手続としては、知事は方法書以降では「必要に応じて意見を述べる」ということになる。ただ、漁業権の設定等は兵庫県の権限であるし、瀬戸内海の保全に関して兵庫県計画も作ったところであり、豊かな海への影響という意味では、当然意見を述べるものと我々は考えている。基本的には、今までと同じ流れ等とあまり変わりのないというふうに考えていただく方が良くと思う。少し分かりにくい説明だったかもしれないが、正確に言うところがあるということ、今までと法律上の位置付けが少し異なる手続であるということを紹介させていただいた。

(会長)

分かった。要するにこの審査会の中で神戸市以外にも影響が及ぶということであれば、方法書等でそういうことを書くようにという意見が述べられるということか。

(事務局)

そうである。また一つとしては、今後の周辺の市町や住民意見等で、関係市町となるべき所が変化してくる可能性もあると、我々事務局は思っている。そういう意味で、今後どうなるかなという部分はあると考えているということである。

(事業者が資料4により、計画段階環境配慮書の検討方法、事業実施想定区域の設定及び新たな処分場の設置事業の概要について説明。)

[質疑]

(委員)

公有水面埋立法上の免許を取得した部分を埋め立てるということだが、埋立物が土砂から廃棄物に変わることによって、公有水面埋立法の手続で、修正や変更の手続が必要になるのか。

二つ目としては、既に埋立免許を取っていたが、それは埋立後に何らかの土地利用を目的として免許を取得していたと思うが、それを今回埋立処分場という形に変えることについて、従来予定していた土地利用を変更する必要が出てくるかと思う。そういった関係で問題はないのか。

三つ目は、資料4の11ページで、フェニックス処分場として確保可能な容量が1,800万m³で、今回の神戸港の地域で埋立容量が1,200万m³ということ

だが、そうすると残りの 600 万³m³については、大阪湾の地域の中でやはり公有水面埋立法上の免許を取得した土地があり、それを転用したいという趣旨なのか。

(事業者)

最初の公有水面埋立法上の免許の変更の件について、免許の中に埋立用材として陸上残土等を使うと書いてあるので、その陸上残土等が廃棄物になるという変更が必要になる。

二つ目の土地利用について、この場合は、K.P. プラス 5 m まで盛り立てるというところであり、その後の上部利用については港湾計画で定められている。今回盛土の高さ等は変わらないし、土地造成の必要性について引き続き必要だと考えているが、その後の土地利用に関しては、港湾計画を策定されている部署において必要があれば変更を行うだろうと思っている。状況としては同じ場所に同じ高さに盛り立てる、中身が陸上残土等から廃棄物に変わるという変更である。

三番目について、お見込のとおりであり、促進協議会からの検討の依頼内容は大阪港と神戸港でということで、4 指定港湾があるが、残りの指定港湾については現時点においてそうした土地造成の計画がないということかと思う。また、大阪港については、まだ具体的な検討に至っていないため、大阪湾圏域の現在の処分場の進捗状況を見ながら、今後具体化に向けて関係機関と協議していくということである。

(委員)

工事期間の短縮も目指すと聞いているが、工事自体の環境負荷が今までの経歴から少ないとおっしゃっているが、工事期間を短縮する場合、その影響が変わることがないのか。それと工事に伴う船舶等はどこから出港されるのか。またどれくらいの頻度か。

(事業者)

まず前段に関して、工事による影響が、工事期間の短縮による年度の事業量増による環境影響がないのかということかと思うが、今後方法書段階以降で、より精密な環境影響評価を行うが、その際にはあり得る最大の濃度でもって評価を行う。今回の配慮書についても、盛土の工事を同時に 7 箇所で行うという、通常そこまではあり得ないのだが、かなり大きな負荷を掛けたとしても懸濁の増加がどうかということに関して記載しているので、そうした工期の短縮があったとしても環境影響が生じない内容になると考えている。工事については、配慮書の後で基本設計に入り、具体の工事を進めて行くので、どういった船を使っていくか等については、今後の検討事項である。

(委員)

埋立てする廃棄物の性状が地域の環境に影響を与えると思うが、受入量と

廃棄物の種類しか記載されていない。受入基準について、この段階でなくてもよいかもしれないが、記載した方がいいのではないかと思う。

(事業者)

受入基準は、現在の4つの処分場を区別せずにセンターとして定めている。腐敗性の廃棄物について焼却して熱しゃく減量を確認して受け入れる。それについて現在受入基準を変更する予定はない。また受け入れた廃棄物についてもこれまでの一般廃棄物や産業廃棄物と同様に性状については大きな変更はないと考えているため、同じ廃棄物が入るという前提で検討している。

(委員)

しかし、読む側からすると、それは再度記載した方が分かりやすいと思う。

(事業者)

受入基準についてはHPなどでも公開しているため今回の配慮書には記載しなかったけれども、その方が親切だったかもしれない。

(事業者が資料4により、計画段階配慮事項の選定、調査、予測及び評価について説明)

[質疑]

(委員)

最後の説明の「環境配慮書の作成段階での専門家の助言」というのは、完成した配慮書に対して専門家の意見を取られたのか、配慮書を準備する段階、つまり記載していく内容についても事前に意見を取られたのかどちらか。というのは、例えば潮流に関して調査が必要であるという意見があるが、方法書以降という形で取り扱われている。それを事前に配慮書の段階で含めることは出来なかったのかどうかというところを確認したい。

(事業者)

専門家の助言については、我々は昨年6月に促進協の依頼をもらってからずっと検討を進めてきた。専門家の先生から助言をいただいたのは8月の段階である。そのため、完成版ということではなくて、かなり作り込むところで意見をいただいて、このようにまとめたということである。ご指摘の趣旨については、配慮書段階でのモデルとしての予測・評価はこれでよいということだが、この後で方法書以降改めてやる時には、もう少しこういうことをやった方がいいということである。専門家の助言は8月の段階で聞いているので、当然、また少しバージョンが上がったところで、完成前にまた改めて先生方にお送りし、またこの図書についてもご覧頂いて、完成版に対してこれでよいかどうかと確認をいただいたうえで、現在手続を行っている。

(委員)

同じ所で、この要約書の第5章を見ても、先程の専門家等からの助言の中に、例えば計画書段階では十分なモデルを選定しているという評価のようなことが書かれているが、これが縦覧された場合、読まれた方はこの審査会の意見が書かれていると思われるような気がする。この専門家からの助言というものの位置づけを、本来書いてもらう方がいいと思う。そうでないと、すごく混同されるというか、助言と言いながら評価も書かれている。そして、これまでの配慮書にはこのような形、事前に専門家に聞いた助言が書かれているというケースはあったのか。

(事業者)

我々としては配慮書を作成するのは初めてなので、主務省令に基づき、他の事業者の配慮書の例も参考にして、専門家からの助言をこういう形で掲載している。確かに審査会の委員の方々も専門家であるので、誤解はあるかもしれないが、2月28日付けで作成し、また新聞広告も出して3月1日から縦覧を行なっているし、この審査会は3月9日であるので、この印刷物を見て審査されているということは混同しないと考えている。

(委員)

ただ、大学准教授とかいろいろ肩書きが書いてあって、その専門家の方がこの審査会を構成される方と思われる可能性もあるので、やはりどういう目的でどういう位置づけてこういうことを書いているのかということはきちんと本当は書いておくべきだと思う。

(事務局)

専門家からの助言について、今までこの計画段階配慮書というのがまだ歴史も浅く、今回で4件目であるが、この「助言」という項目で記載されたような例はなかった。

(委員)

このようなことを聞かれたということは十分分かるが、しかし、第三者から見たときにこういう誤解がされないような書き方が本来必要だったと思う。

(会長)

最後に「専門家からの助言」という形で入ってきて、これで何か終わってしまっているのでは、専門家の助言があるならこれでいいのかなというような誤解を受けるのではないかということだと思う。当然調査を進めるにあたって、専門家の助言を聞いて進めていると思うので、専門家の助言がないということはあり得ないと思うが、最後にこういう形で出ると、全て決定されているようなイメージになってしまう。この審査会自体はそうは思わないけれども、一般の方が見たらそう思ってしまうので、その辺のことを少し考えてもらいたいということだと思う。

(委員)

資料4の22ページに「必要な環境保全措置を実施」という事柄があるが、2期の神戸沖埋立処分場では、緩傾斜や傾斜護岸で、20年程度の中ですごく生物相が創生された。そうであれば、そういう知恵は入れていくべきだと思う。配慮書の段階で、そういう緩傾斜等の考え方をなぜ入れていないのか。それから、直立護岸でいろいろな予測をされているが、そういう緩傾斜の構造を考えた場合に、その予測結果に違いは出ないのか。その点について教えてほしい。

(事業者)

護岸に関して、平成9年にアセスを行なった結果を用いて試算されているが、南側の護岸というのは、その段階で既に傾斜護岸と位置づけられている所である。隣接する東側の2期の建設にあたっては、なるべく緩い方がよいと思っはいるが、やはり波が打ち付けることもあり、やむをえず、南側は傾斜にしたが、東側は緩傾斜護岸とした。現在の我々が持ちうる知見ということであれば、最大限の環境配慮ということになると、南側に関しても、緩傾斜ではなく傾斜護岸とせざるを得ないのではないかと思う。それは免許の範囲内でもあるので、今回配慮書には特に載せていないということである。

(委員)

西側の方は直立でやるのか。それとも緩やかな護岸でやるのか。

(事業者)

西側と北側に関しては、それぞれ他の事業者の区域に面している。現在の2期の処分場も西側は全部直立になっているが、他の事業区域に面していて、いずれ陸地化される部分に関しては直立護岸で整備するけれども、埋立後もその外海に接する面に関しては、なるべく環境配慮型護岸を採用しているが、西側に関しては、他の事業地域に接しているため、現行の2期と同様に直立を採用している。

(委員)

今、2期の神戸沖処分場があって、そこに隣接して作るというふうに聞いているが、例えば関空などで、護岸の所で生態系が随分作られているという報告をもらっている。まず、隣接することによって、直接接するとすると西側の今ある護岸は無くなるわけか。2期の情報というのがほとんどなくて、例えば2期は排水口をどこに設置しているのかというようなこともないし、面積が広がるかなどその辺りのことを教えてほしい。

(事業者)

現在2期の区域があり、西側が直立護岸になっている。調査をしたところ、南側の傾斜護岸と東側の緩傾斜護岸に関しては、良好な生息域として機能していることが確認された。西側に関しては直立であるということもあり、生

物の集合としては劣る。今回3期を作るにあたって、コの字型、つまり東にある2期神戸沖の西護岸が東端になるので、それを生かした形で台形の護岸を作る。北側と西側は直立になり、南側は傾斜護岸になる。

あとは、2期処分場の排水処理施設の排水口は、同様に南側であり、A案という赤色の排水口の位置の東側に設けてあり、そちらから南側に放流している。これもまた同様に拡散が大きいだらうということで、2期を作ったときにも南側に放流したということである。

(委員)

ということは、合計で考えていくということは必要ないのか。3期としての評価はいただいているが、2期の排水口との影響が変わるといような意味での評価は必要ないのか。

(事業者)

埋立自体は、2期が埋め終わってから3期を埋め始めるということだが、2期を埋め終わってもしばらくの間、廃棄物の中から浸出液として汚濁物質が出てくるので、その処理をして引き続き放流するということである。そこから一定程度の水が出るという前提で予測をする必要があると思っている。

(委員)

よろしくお願ひしたい。

(委員)

浸出液の処理水等の排水のことについて、ここでは調査項目としてCODや全窒素や全りんと言われるようないわゆる栄養塩に関連する成分を選んでいるが、例えばヒ素や亜鉛といった割と生物毒性の高い金属類などを選んでいるのは、何か理由があるのか。

(事業者)

配慮書の4-11 ページの中程に、水質の有害物質等という項目があり、そこに書いているが、その他有害物質については、排水基準があり、その排水基準を満たすことを確認した上で放流をするということなので、もちろん水は排出されるが、そこに含まれるヒ素等の有害物質は基準を満たしたものが排出されるということなので、評価上は有害物質による環境影響はない。もちろんきちんと施設が稼働するということが、稼働する上においては環境影響はない。一方でCODや全窒素や全りんというのは、一定程度の排出というのがあるため、それに対する影響を見る必要がある、ということで、生活環境項目として今回予測を行った。有害物質については、計算上は影響はないということで、環境配慮項目としては選定していない。

(委員)

今の説明で分かったけれども、一つは排水基準を満たすように施設の内部で一定の管理をしているという認識でいいのか。

もう一つは、最初埋め立てしている途中の段階だと海水の中に捨てられていくわけであるが、そうした場合に、ある一定量の金属類等の溶け出しが起こることがあると思うが、それは全てが管理された状態で排水処理をして排出されるのか。例えば、どこかから漏水するというようなことは考えなくてよいということか。

(事業者)

配慮書の参考の9ページに写真があるが、これは2期の処分場の排水処理施設である。3期についてもだいたい同じような構造で、護岸で囲まれた中に水面ができる。それが廃棄物を埋めることによって置き換わる量の水位が上がってくる。当然、直接雨が降ってくるというものもある。そうしたものを排除しないとどんどん水位が上がっていくため、浮体式の処理施設を設けて、中にポンプが付いていて内水ポンドを処理して放流する。放流しない限りは絶対に出て行かないので、まず内水ポンドの水質を監視し、濾過等の施設があるのでそこで処理が出来ていることを確認したものを、ポンプを使って外海に出すということである。外部との遮断については、遮水工を設けるという説明をしているが、埋立中は中の水位を外海の平均水面よりも低くしているのだから中から外へ出て行くということはなく、また、遮水工が機能しているかについても定期的に観測をして、しみ出していないかどうかをチェックする。したがって、きちんと護岸が機能し、また管理体制が出来ていれば、水位を保って、チェックをして適正な処理をしたものを、また処理後確認をして放流するという形で、廃棄物から溶け出た有害物質や有機物が基準を超えて外海へ出ないように管理していく。

(委員)

再確認するが、西側の方を直立護岸にしないといけないという理由をもう一回教えてほしい。

(事業者)

他の事業区域に接しており、将来陸地化されるため直立護岸にする。

(委員)

それはどれぐらいの時間でできるかというのは決まっているのか。隣が埋立てられる可能性があるのか。

(事業者)

西側については他の事業者の計画があるため、傾斜護岸とするわけにはいかない。

(委員)

公有水面埋立法の許可など先程いろいろ話題になっていたが、そういうものも取得されて、そういう事業化がかなり目前に迫っているのか。

(事業者)

目前ということではないが、全体の計画の中で、今回我々が陸上残土等の代わりに廃棄物を受け入れていただくエリアというのは、そういう前提で埋立免許が取られているということである。

(委員)

先程県の方では、豊かな海といった大きな目標があるという中で、いわゆる緩傾斜等という形で生物相が創生されるという話は、豊かな海の再生には重要な意味を持っている。そういうことであれば、1,800万m³ギリギリであるが、例えば今の配慮書の段階で、境界を少しセットバックして、要するに事業範囲の中に緩傾斜の生物相の再生の場を設けるといったような考え方は想定出来ないのか。

(事業者)

今回の事業というのが、神戸市が免許を持っている所の中を使わせていただくということで、埋立範囲の変更にあたることについては、私どもは出来る権限は持っていない。現在の範囲内でやるとすると、西側は直立護岸で、南側は傾斜護岸となる。中を陸上残土等で埋立てるという部分を単純に廃棄物に置き換えるという形でしか、現在のところは事業が計画できていない。

(委員)

埋立ての範囲の中で、ややセットバックして水際部に配慮するということは、基本的な計画の内容が変わるという認識か。

(事業者)

免許を取得されている埋立の内容が変わってしまうので、そこまでは出来ない。